

令和8年度～

～保護者の皆様に理解を深めていただくために～

# 特別支援教育について



中津川市教育委員会

保護者の皆様へ

## ～令和8年度改訂版～ 特別支援教育について

中津川市教育委員会

現在、中津川市立小中学校で特別支援学級、通級指導教室に入級、通級されているお子さんの保護者の皆様、今後、入級や通級を考えられている保護者の皆様に、特別支援教育について理解を深めていただくために本冊子を作成いたしました。

お子さんの確かな成長のためには、学校や医療期間、関係諸機関と連携し、よりよい環境や具体的な支援を一緒になって考えていただくことが大切です。そのために、特別支援教育の基礎的な事項をQ & A形式でまとめましたのでご一読ください。



# 目次

## 特別支援教育について

---

- Q 1 専門的な特別支援教育を受ける場には、どんなところがあるのでしょうか？
- Q 2 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」とは、どんなものですか？
- Q 3 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」には、どんな内容が書かれるのですか？
- Q 4 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は、毎年作るのですか？
- Q 5 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の作成に、保護者は関わるのですか？
- Q 6 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は保護者と担任の先生で作るのですか？
- Q 7 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は、特別支援学級の子供のために作るのですか？
- Q 8 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は、誰が保管するのですか？
- Q 9 「特別支援学級」への入級や、我が子の発達についての相談は、どこにすればいいのですか？

## 特別支援学級について

---

- Q10 特別支援学級には、どんな種類があるのですか？
- Q11 子供が通う学校に特別支援学級がありません。どうして作ってくれないのですか？
- Q12 「知的障がい特別支援学級」と「自閉症・情緒障がい特別支援学級」はどう違うのですか？
- Q13 特別支援学級で行われる特別な教育課程での、専門的な授業・学習や指導とは、どのようなものですか？
- Q14 特別支援学級で使う教科書は、どうなるのですか？
- Q15 特別支援学級での評価や、通知表の様式は、どうなるのですか？
- Q16 「知的障がい」と「自閉スペクトラム症」の両方の診断を受けました。この場合は、どちらに入るべきですか？
- Q17 教育委員会からの判定書が届き、「特別支援学級」への就学が望ましいと書かれていました。絶対に特別支援学級に入級しなくてはならないのですか？
- Q18 「教育支援委員会」では、どのように検討しているのですか？
- Q19 「特別支援学級」に入級するメリットはどんなことですか？
- Q20 「特別支援学級」へ入級する場合のデメリットはありませんか？
- Q21 「特別支援学級」へ入級させたいと考えていますが、判定は「通常学級」でした。判定の規準があるのですか？
- Q22 「特別支援学級」の判定をもらいましたが、「通常の学級」で学ばせたいので、市で支援員を付けてもらえませんか？
- Q23 「特別支援学級」へ入級すると、卒業までずっと特別支援学級なのですか？
- Q24 「特別支援学校」の判定をもらいましたが、地元の学校の「特別支援学級」へ入級させたいと思います。どんな差があるのでしょうか？
- Q25 「交流学級」ではどれくらい一緒に学習ができるのでしょうか？給食や朝の会もいっしょにできますか？

## 入級に関わって

---

- Q26 「特別支援学級」へ入級する場合の手続きはどうしたらいいのでしょうか？
- Q27 「特別支援学級」へ入級していますが、継続するためには毎年発達検査や医師の診断書が必要ですか？
- Q28 「特別支援学級」への入級を迷っています。入級していると将来高校入試に不利になりませんか？
- Q29 「特別支援学級」への入級を迷っています。入級していると将来就職するときに不利になりませんか？
- Q30 4月はまず「通常の学級」に入り、様子を見て、ついていけなかったら途中から「特別支援学級」にはいるのはダメですか？

## 特別支援学校に関わって

---

- Q31 「特別支援学校」には、高校生も行けますか？
- Q32 「自閉スペクトラム症」の診断を受けています。とてもこだわりが強く人間関係も難しいので、特別支援学級ではなく、「特別支援学校」に入れたいのですが、入れますか？
- Q33 「特別支援学校」に入るためには、どうしたらいいですか？

## 通級指導教室に関わって

---

- Q34 「通級指導教室」には、どんな種類がありますか？
- Q35 中学校には「通級指導教室」ないのですか？
- Q36 「特別支援学級」に在籍して、「通級指導教室」にも通えますか？
- Q37 「知的障がい特別支援学級」の判定ですが、軽度なので「通級指導教室」に通わせたいと思いますが大丈夫ですか？
- Q38 「通級指導教室」には、親が付き添わなくてはいけないのですか？
- Q39 「通級指導教室」への送迎が負担です。先生が学校に移動してもらえませんか？
- Q40 「通級指導教室」に行っている間の授業が遅れてしまいませんか？
- Q41 週に1・2回の指導で本当に効果はあるのですか？

## 特別支援教育について

**Q 1 専門的な特別支援教育を受ける場には、どんなところがあるのですか？**

**A 1 「大きく4つの場に分かれます。」**

教育の場は、大きく4つに分類できます。

まずは、「特別支援学校」です。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5種の障がいのあるお子さんに、専門性の高いスタッフが指導・支援にあたります。

視覚障がい、聴覚障がいについては、県内2校(岐阜盲学校、岐阜聾学校)のみですが、知的障がい・肢体不自由・病弱者対象の学校は、各地域に設置されています。また、知的障がいの程度が軽度で職業教育に特化した高等部単独の高等特別支援学校が2校あります。中津川市については、恵那市岩村町にある「恵那特別支援学校」に、加子母地区については、下呂市小川にある「下呂特別支援学校」に通うことができます。

2つ目は、「特別支援学級」です。中津川市については、「知的障がい特別支援学級」と「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の2種が認可されています。学校によって設置されているかどうかは異なります。比較的軽度の知的障がい、発達障がい等のあるお子さんの中で、特別な教育課程で個に応じた学習や専門的な支援が必要なお子さんが対象になります。

3つ目は「通級指導教室」です。通常学級に在籍し、普段は通常学級で学習しながら、週に1~2時間、生活・学習上の困難を克服するための個別の指導を受けます。通級指導教室が設置されている学校は一部です。設置されていない場合は、保護者の方に設置されている学校まで送迎していただいています。中津川市では東小学校に「言語障がい通級指導教室」が設置されており、「LD・ADHD等通級指導教室」は東小学校、坂本小学校、坂下小学校(巡回)、付知北小学校、福岡小学校に設置されています。中学校では坂下中学校を拠点に巡回指導を行っております。

4つ目は、「通常学級」における特別支援教育です。どんなお子さんにも得意・不得意はあります。理解度や作業のスピード等も違います。少人数指導や習熟度別指導、支援員・介助員等によるサポート、ユニバーサルデザインの授業作りなどにより、全てのお子さんにとって学びやすい環境を作っていきます。

**Q 2 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」とは、どんなものなのですか？**

**A 2 「一人一人のオーダーメイドの計画です。」**

障がいのあるお子さんの成長には、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施していかななくてはなりません。そのため、長期的・短期的目標を立て、個別の計画のもと、継続的な指導・支援をしていく必要があります。学校等が中心になり、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成します。作成には、必要に応じて医療や福祉等の関係機関とも連携し、意見をいただきながら、保護者の方にも参画していただいたり、作成したものを確認し承認していただいたりする必要があります。

**Q 3 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」にはどんな内容が書かれるのですか？**

**A 3 「支援の目標や内容、改善点などです。」**

「個別の教育支援計画」には、お子さんのプロフィール、状態像や配慮事項、支援の目標と、支援の内容・方法、支援に対する評価や改善点、引継ぎ事項、学校内外の支援者や連携している関係機関などを記載します。中津川市では、令和6年度より統一型校務支援システムの運用となり、県の推奨様式に移行しました。「個別の指導計画」には、「個別の教育支援計画」を受け、一人一人に応じた教育課程を具体化し、各教科等の指導目標や指導内容及び指導方法を明確にし、指導上の効果が上がるようきめ細やかに指導するために作成するものです。

**Q 4 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は毎年作るのですか？**

**A 4 「基本情報は引き継ぎ、半年、学期ごとに見直し更新をします。」**

子どもたちは日々成長していきます。その様子や教育的ニーズについても、「個別の教育支援計画・個別の指導計画」を作成しても実態に合わないことをしていたら意味がありません。年度当初に作成したら、それをそのままにするのではなく、実態に応じて作り変えていきます。最低でも半年に一度は、学校と保護者は懇談をして、見直し、計画を作り変えていきましょう。

**Q 5 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の作成に、保護者は関わるのですか？**

**A 5 「保護者の方には何らかの形で参画していただき、家庭でも支援を。」**

支援は学校だけで行うものではありません。家庭と学校とが協力し、同じ方向・同じ意図で、指導や支援を行ってこそ効果的になります。「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の作成には、保護者の方にも何らかの形で参画していただくなくてはなりません。逆に言えば、保護者の方を抜きにして作る事、見直しを図ることは許されないということです。

**Q 6 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は保護者と担任の先生で作るのですか？**

**A 6 「校内教育支援委員会など、組織として作成に関わります。」**

「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は、担任が中心となり保護者の方と共に作成していきます。しかし、その過程においては、特別支援教育コーディネーターなども関わり、校内支援委員会において検討が図られ、学校として、組織として作成に当たります。



**Q 7 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は、特別支援学級の子供のために作るのですか？**

**A 7 「発達などに課題があり、特別な支援が必要と思われるお子さんについて、作成し、指導・支援に活かします。」**

「特別支援学校」「特別支援学級」のお子さんは勿論、「通級指導教室」に通うお子さんも作成します。また、通常学級に在籍するお子さんの中でも、発達などに課題があり特別な支援が必要と考えられるお子さんについても、校内支援委員会での論議と保護者の理解を得て作成します。

**Q 8 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」は誰が保管するのですか？**

**A 8 「学校と保護者の双方で保管し活用します。」**

支援の中心は学校と家庭です。「個別の教育支援計画」は学校と家庭の双方で保管し、お子さんの成長のために活用します。必要に応じ支援をしてくれる関係機関とも共有していきます。大切な個人情報になりますから、双方で管理の徹底をしましょう。

**Q 9 「特別支援学級」への入級や、我が子の発達についての相談は、どこにすればいいのですか？**

**A 9 「学校、市、県・・・それぞれに相談窓口があります。」**

「特別支援学級」への入級だけでなく、発達に関する事などを学校の職員に相談したい場合は、各学校にいる「特別支援教育コーディネーター」が対応します。まずは各学校の教頭にお電話ください。

中津川市には、「発達支援センター」が設置されており、幼児からの発達相談・支援を行っています。また、中津川市教育委員会幼児教育課の中には「発達相談係」があり、専門スタッフがご相談に対応します。学校教育課の中にも特別支援教育担当者がいますので、特別支援教育に関わるご相談に対応いたします。

中津川市立東小学校には、特別支援教育指導教諭が配置されています。また、坂本小学校には特別支援教育加配教頭が配置されています。どちらも特別支援教育の専門家です。市全体の特別支援教育の加配職員ですので、他校区の保護者の方でもご相談いただけます。

県教育委員会の中には、特別支援教育課があり相談に対応しています。県立の各特別支援学校でも相談を受けます。

まずは、地元の学校か、市の相談窓口にご相談いただき、ご相談内容やお子さんの状況に合わせて、専門機関を紹介してもらうのがよいと考えます。

中津川市教育委員会学校教育課	66-1111(内線4233)
幼児教育課発達相談係	66-1111(内線4226)
発達支援センターつくしんぼ	66-5256
発達支援センターどんぐり	76-0069



## 特別支援学級について

**Q10** 特別支援学級には、どんな種別があるのですか？

**A10** 「7つの種別があります。」

種別については、「知的障がい特別支援学級」と「自閉症・情緒障がい特別支援学級」はよく聞きますが、それ以外にも5つの学級があります。「肢体不自由特別支援学級」「弱視特別支援学級」「難聴特別支援学級」「病弱・身体虚弱特別支援学級」「言語障がい特別支援学級」です。

ただし、中津川市内では現在のところ、「知的障がい特別支援学級」と「自閉症・情緒障がい特別支援学級」の2種のみ認可されています。

**Q11** 子供が通う学校に特別支援学級がありません。どうして作ってくれないのですか？

**A11** 「県の認可が必要となるからです。」

「特別支援学級」の設置は、市教育委員会が県教育委員会に申請をして、県で認可されれば設置されます。県教育委員会は、学級設置の予算と、お子さんの障がいの程度や人数、設置申請をした学校の地域状況等により設置の可否を決めます。学校の教職員は（市採用臨時職員は除く）県で任用されており、給料も国と県から出ています。よって、学校や市教育委員会の希望だけでは設置できません。

**Q12** 「知的障がい特別支援学級」と「自閉症・情緒障がい特別支援学級」はどう違うのですか？

**A12** 「大きな違いは、学習内容です。」

「知的障がい特別支援学級」は、知的な遅れが認められるお子さんのために、実態（心身の発達段階や障がいの状態や特性等）に応じた内容を、個に応じた教材や教具を使い、学習を進めます。ですから、算数、国語、音楽といった教科別の学習だけではなく、自立した生活を送るための学習や、社会や理科などの「各教科等を合わせた学習（「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導（小学校）」「作業学習（中学校）」）」を一人一人に応じて編成した特別な教育課程に基づいて行っていきます。必要に応じて下学年の学習内容も行います。

「自閉症・情緒障がい特別支援学級」は、自閉スペクトラム症等発達障がいの診断を受けたお子さんや、選択性かん黙などの心因性の障がいの診断を受けたお子さんが、少人数での学習を行います。その中で、場に応じた適切な行動を身に付け、落ち着いて学習をするために、特性に応じた方法での学習を行い、いずれ通常学級での学習や集団での学校生活を送ることを見据えての指導を行います。学習内容等は通常学級と同じで、「各教科等を合わせた学習」は行いません。特別支援学級と通常学級との違いは、いずれの特別支援学級においても、個々の障がいからくる生活上・学習上の困難を改善・克服しようとする学習（自立活動の指導）が行われることです。

**Q13 特別支援学級で行われる特別な教育課程での、専門的な授業・学習や指導とは、どのようなものですか？**

**A13 「各教科等を合わせた指導」や「自立活動」などがあります。**

「自立活動」といって、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に目標や課題として記入されているお子さん一人一人の学習や生活の中で生じる困難さやを改善したり克服したりするための学習を行います。例えば、「友達との関わり方」といった「3人間関係の形成」に関する内容や、「貸してカードを使つての用具(定規・コンパス)の使い方」といった「5身体の動き」「6コミュニケーション」に関する内容などを学習します(※数字は自立活動における区分)。

「知的障がい特別支援学級」では、必要に応じて下学年の学習や特別支援学校の学習内容を行うことができます。小学校2年生で学習する算数の「九九」が理解できていなければ、高学年であっても学習します。他には「各教科等を合わせた指導」を行います。理解しやすいように、身に付きやすいように、複数各教科等を合体させ、実際の生活場面と結び付けて学習します。例えば、単元(数時間)「買い物の学習」として、スーパーマーケットの品物の並べ方の工夫(社会科)やお金の計算(算数)等を学習し、その様子を思い出して絵をかく(図画工作)などといったものです。

「自閉症・情緒障がい特別支援学級」やその他の特別支援学級(知的障がい以外)では、お子さんの障がいの程度や状態により、方法やペース、手順は個に応じ異なりますが、基本的には通常学級の各学年の学習を行います。また、お子さんの抱える発達課題等に応じて、前述した、「自立活動」の学習を行います。「自閉症・情緒障がい特別支援学級」では、「知的障がい特別支援学級」で行う「各教科を合わせた指導」は行うことはできません。

**Q14 特別支援学級で使う教科書はどうなるんですか？**

**A14 「障がい種に応じた教科書を使用することもできます。」**

「知的障がい特別支援学級」では、お子さんの状況に応じて「下学年の教科書」や、特別支援学校で使用する「文部科学省著作教科書(通称「☆本」(ほしぼん)と言われる教科書)」や、一般の図書を教科書として使用することができます(学校教育法附則9条において一般図書を教科用図書として採択することが可能となっており「附則9条本」と称されています)。

「弱視特別支援学級」「難聴特別支援学級」でも、障がいの程度により、「文部科学省著作教科書」の視覚障害者用(点字版)や拡大教科書、聴覚障害者用を使用することができます。

「自閉症・情緒障がい特別支援学級」「肢体不自由特別支援学級」「病弱・身体虚弱特別支援学級」「言語障がい特別支援学級」については、基本的には通常学級と同じ学年に応じた教科書を使用します。

**Q15 特別支援学級での評価や、通知表の様式はどのようなのですか？**

**A15 「学校により、またお子さんの状況により違います。」**

通知表については、各学校で使用しているものと同じであったり、同じものを使いつつ別用紙を追加して記述を多くしたり、同じものは使用せずに特別支援学級用の通知表を作成したりするなど、学校や障がいの程度や状態、お子さんの状況によって違います。通知表については、法的には出さなくてはならない義務はなく、学校それぞれで出しているものなので統一されていません。評価の規準については、特別支援学級における「特別の教育課程」において、お子さんが、学習指導要領に沿って学習を進めるか（通常の学級と同様の内容）、下学年の内容での学習を進めるかによって異なります。

**Q16 「知的障がい」と「自閉スペクトラム症」と両方の診断を受けました。この場合はどちらに入るべきですか？**

**A16 「知的障がいへの対応を優先するのが望ましいとされています。」**

A12・A13でも書きましたが、「知的障がい特別支援学級」の特色は、お子さんの発達段階や障がいの特性、子どもさんの状況に合わせて学習内容を設定し、進めていくことで、お子さんにとって適度な課題等準備されます。しかし、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」は、学習に関しては基本的に通常学級と同じ学習を行っていきますから、お子さんによっては準備された課題（ハードル）が適切でなく、超えるのに苦勞することが予想されます。また、「各教科等を合わせた指導」を行えませんから、生活場面と結び付けた体験的な学習によって、満足感や成就感をもち、意欲や主体性を育んだり、生活力を身に付けたりする時間を確保することができません。県教育委員会では、知的障がいの有る自閉スペクトラム症の場合は、基本的には知的障がいへの対応を優先して考えていただき、お子さんの状態や成長に合わせて、学習内容や方法を見直していくとよいとされています。

**Q17 教育委員会からの判定書が届き、「特別支援学級」への就学が望ましいと書かれていました。絶対に特別支援学級に入級しなくてはいけないのですか？**

**A17 「保護者の方との合意形成に基づいて、決定されます。」**

教育支援委員会では、2人の専門医師、特別支援学校2校より専門教員各1名、県教育委員会特別支援教育担当など35名程の専門家により、望ましい就学先の検討を行っていますが、あくまでも当該のお子さんにとって望ましいと考えられる就学先をお勧めする審議結果であり、その他の状況や事情も含めて当市の教育委員会の総合的判断により、判定書をお届けしています。

就学先（入級する・しない等）については、あくまでも本人・保護者の方ご意見を最大限尊重（可能な限りその意向を尊重）し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に決定されます。

## Q18 「教育支援委員会」では、どのように検討しているのですか？

**A18 「判定書（総合的な判断による望ましい就学先）は、『市区町村教育委員会』が通知します。『教育支援委員会』は、それぞれ専門家が参加して意見聴取をし、お子さん一人一人の望ましい就学先やその後の一貫した支援について、多角的・客観的に検討する場の一つです。」**

「教育支援委員会」は、毎年、年間2回行われます。現在特別支援学級に在籍するお子さんの継続や通常の学級への変更、特別支援学級や通級指導教室への入級、特別支援学校への入学についてや、その後の一貫した支援について、この委員会で検討します。

当市では、教育委員会から委嘱した2人の専門医師、特別支援学校の専門教員2名、県教育委員会特別支援教育担当、臨床心理士、小中学校の特別支援教育担当教員、担当校長、担当教頭等の「教育支援委員」と、教育長をはじめ市教育委員会の担当者などで構成される「事務局」で、合わせて約35名で構成されています。

お子さんの指導・支援を行っている園・学校からの観察記録や意見、発達検査結果、医師の診断書、市教育委員会の観察所見票など、お子さん一人一人についての客観的な資料や実際に接している関係者等の意見を基にして、医師2名等の各専門家からも意見を聴取し、望ましい就学先や学びの場の柔軟な見直し後の支援の方法等、総合的な判断に向けて、きめ細かい情報収集と確認を行い、検討を行います。

## Q19 「特別支援学級」へ入級するメリットはどんなことですか？

**A19 「少人数集団での学びの場における『特別の教育課程』の編成による個に応じた指導（含 日常生活の支援）が行われます。」**

通常の学級では、1学級の定員は35人です。特別支援学級の1学級の定員は8人です。9人いると2学級になります。子供たちは一人一人得意なことや苦手なことが違います。特別支援学級に在籍するお子さんは特に得意や苦手が顕著であり、大勢の子供たちと同じペース、同じ方法で行うことに困難さがあるかもしれません。特別支援学級では、一人一人の発達段階や特性、状態等に応じた学習、日常生活動作や情緒の安定、対人関係や集団行動など、日常生活を送るための支援が可能になります。また、各教科等の学習に加え、お子さんの学習や生活の困難さを改善したり克服したりするための学習「自立活動」の指導を行います。「知的障がい特別支援学級」では、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい学習上の特性があるため、実際の生活場面と結び付けて継続的、段階的に指導する「各教科等を合わせた指導」を行います。そこでは、日常生活に生かせるように必要な知識や技能等身に付けたり、実際の生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現ができるように指導したりします。

保護者の方は、担任との連絡が密になり、日々の学校でのお子さんの様子が学校から伝わり、より家庭との連携が図られ、子どもさんの成長につながるようになります。

経済面では、（保護者の方の収入に応じて金額は変わりますが）就

学奨励費が市より支払われます。毎月の学校徴収金や給食費の一部が補助となります。



**Q 2 0 「特別支援学級」へ入級する場合のデメリットはありませんか？ いじめられることはありませんか？**

**A 2 0 「デメリットより、メリットの方が大きいです。」**

少人数の学級で生活することから、大きな集団の中での人間関係づくりの機会は少なくなると考えられます。

しかし、交流学級といって通常の学級の中にもお子さんの机や椅子が準備され、可能な教科については交流学級において一緒に勉強します。体育だけ一緒というお子さんもいれば、体育、図画工作、音楽、家庭科、理科を一緒に勉強するお子さんもいます。お子さんの状況により保護者の方と相談をして決めていきます。また、各行事などは交流学級の仲間と共に取り組みます。ですから、特別支援学級の小集団の中だけで生活するわけではありません。

小集団と大集団、その両方を効果的に組み合わせるため、デメリットよりもメリットの方が大きいと考えられます。

いじめはあり得ないとは言いきれません。しかし、いじめ調査の結果や各学校からの報告から言えば、特別支援学級に在籍するお子さんに対するいじめは非常に少なく、通常の学級にいるよりも発生率は低くなっています。

**Q 2 1 「特別支援学級」へ入級させたいと考えていますが、判定は「通常学級」でした。判定の規準があるのですか？**

**A 2 1 「障がいの種類や程度についてはある程度条件は示されていますが、個々のお子さんの状態によって判断します。」**

【岐阜県版】教育支援の手引(令和4年3月)に基づき、「特別支援学級」の「知的障がい特別支援学級」では、発達検査の結果や療育手帳の取得を規準にしていますが、検査結果の中の細かい項目の一部が著しく低いなど、通常の学級での学習に困難が予想される場合や、現状の学習の様子などにも配慮して検討し、総合的に判断しています。

「特別支援学級」の「自閉症・情緒障がい特別支援学級」では、「自閉スペクトラム症」といった発達障がいの診断、「選択性かん黙」などの情緒障がいの診断があることが条件となります。明らかな困難さが認められても、専門医の診断がなければ入級の判定は出ません。

また、発達障がいの中でも「ADHD」(注意欠如・多動性障がい)の診断だけでは、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」への入級判定は原則出ません。「LD・ADHD等通級指導教室」への通級判定はなされることもあります。ただし、医師の判断により、診断書に「特別支援学級での指導が適当」「少人数での指導が必要」などの文言(付記等)があれば、「自閉症・情緒障がい特別支援学級」への入級への判定となる可能性はあります。

**Q 2 2 「特別支援学級」の判定をもらいましたが、「通常の学級」で学ばせたいので、市で支援員を付けてもらえませんか？**

**A 2 2 「基本的には配置できません。」**

中津川市では、生活や学習の困難さが大きいお子さんについては「介助員」を特別支援学級等に配置しています。全体で10人程度配置しています。また、人数が多い特別支援学級や個別に支援が必要なお子さんについては、「特別支援アシスタント」を配置しています。県からの認可が下りず特別支援学級が設置されずにやむを得ず通常学級に在籍しているお子さんについても県及び市からアシスタントが配置されます。アシスタントは約60人配置しています。

通常の学級に在籍するということは、大きな集団の中でも学習や生活が可能であると判断されたということです。基本的には、通常の学級では、一人のお子さんのための支援員を配置することはできません。

中津川市では、市配置の講師・介助員・アシスタント、英語指導助手など・市費での採用職員が、約100人います。これは児童生徒一人あたりの配置率で言えば、岐阜県内でもトップ、クラスの配置率になります。しかし、特別な支援を必要とするお子さんは市内で300人を超えています。全てのお子さんについて配置することは物理的に不可能です。そこで、通常学級では、複数の児童生徒に対して支援員を配置しています。

**Q 2 3 「特別支援学級」へ入級すると、卒業するまでずっと「特別支援学級」なのですか？**

**A 2 3 「1年ごとに検討します。」**

「特別支援学級」での指導の成果が現れ、障がいの程度、学習や生活の状況が改善されたと判断した場合、学校と保護者が相談し、本人の意思を確認し、教育委員会の判定を経て通常の学級へ転級することがあります。特に「自閉症・情緒障がい学級」では、コミュニケーション能力が高まり集団での学びや生活が成立すると判断されて通常学級に転級することが多くあります。「知的障がい学級」では途中から入級するお子さんは多くいますが、逆に特別支援学級から通常学級に転級するお子さんは「自閉症・情緒障がい学級」ほど多くはありません。

判定があるなしに関わらず、基本的には保護者の方の意向が最大限尊重されますので、通常の学級に転級することは可能です。ただし、不適切な転級により、お子さんが苦しむことになったり、不登校になったり、心を病んでしまうことになったりする心配もあり得るため、専門家の判断が必要です。

**Q 2 4 「特別支援学校」の判定をもらいましたが、地元の学校の「特別支援学級」へ入級させたいと思います。どんな差があるのでしょうか？**

**A 2 4 「学習環境や学習の仕方などいくつか違いはあります。」**

特別支援学校の学級編制は児童生徒の障がいの状態によりますが、小学部・中学部は1学級3人から6人程度で編成しています。学習は、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた教育内容、方法で進めており、教科書も、発達の段階に応じたものを使用します。実生活上の課題を学習内容に取り入れ、体験的に学べる機会を多く設けています。排泄や着替え、手洗いなどの身辺自立にかかわることも学習の一つです。また、地域の仲間との交流もできるよう、一緒に授業や行事等に取り組む機会として居住地校交流も行っています。

様々な障がい種の児童生徒が学びやすいよう、エレベーターや身障者用トイレ、手すりの設置など、可能な限りの施設面の整備をしています。通学方法は、保護者送迎、スクールバス、公共交通機関を利用した自力通学があります。(スクールバスは希望すれば乗れるとは限りません)

病気や障がいの状況が重度、または重複した障がいのために学校への通学が困難な児童生徒のために、家庭や病院に教員が出向いて指導を行う「訪問教育」、在宅医療で認められている範囲内で主治医・指導医の指示のもと看護師が行う「医療的ケア」を行う学校もあります。

特別支援学級は1学級8人で編制します。障がいが比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性などに配慮しながら、小学校、中学校、義務教育学校の該当学年に準ずる教育課程を行ったり、特別の教育課程を編成したりして教育を行っています。指導内容によっては、通常の学級の児童生徒と一緒に学習や活動ができるよう配慮されています。

お子さんの成長や将来の自立のために、地域の学校と特別支援学校と両方を見学したり教育相談を受けたりしたうえで、ふさわしい教育環境を選択していただくことがよいと思います。

**Q 2 5 「交流学級」ではどれくらい一緒に授業ができるのでしょうか？ 給食や朝の会も一緒にできますか？**

**A 2 5 「お子さんの状況によって異なります。」**

「特別支援学級」に在籍していても、集団での学習が可能な教科については、「交流学級」で通常の学級の仲間と一緒に学習をします。内容についてはお子さんの状況によって異なります。週3時間の体育と行事だけというお子さんであれば、体育・図画工作・家庭科・音楽・国語と週の半分近くを「交流学級」で勉強するお子さんもいます。ただし、半分を超えることはできません。

また、担任や支援員が「交流学級」の授業に付き添えるか、それともお子さんだけで行けるかといった学校やお子さんの状況にもよっても変わってきます。

年度当初に計画を立てて、様子を見ます。お子さんにとって負担が大きければ減らしていきますし、集団での学習でも十分に効果があり本人の負担にならないと判断されれば、少し増やしていきます。いずれにしろ、急激な変化はお子さんにとって負担になりますから、様子を見ながら少しずつ見直していくことが大切です。

朝の会や帰りの会などについては、基本的に、交流学級ではなく、特別支援学級で行います。朝の会や帰りの会、給食の時間の中にも、特別支援学級で行うべき学習や指導があるからです。

## 入級に関わって

**Q 2 6 「特別支援学級」へ入級する場合の手続きはどうしたらいいのですか？**

**A 2 6 「入級申請書を提出するだけです。」**

判定後、「特別支援学級」への入級については、特に面倒な手続きはいりません。「入級申請書」にサインをするだけです。

ただし、教育委員会より入級の判定をもらうためには、発達検査を受けたり、医師の診断書を取ったりする必要があります。

**Q 2 7 「特別支援学級」へ入級していますが、継続するためには毎年発達検査や医師の診断書が必要ですか？**

**A 2 7 「3年に1回程度の検査、診断書は、必要に応じて。」**

既に入級しているお子さんについては、毎年検査を受けたり、診断書を取ったりする必要はありません。ただし、教育支援委員会で継続の審議結果をもらうためには、3年に1回程度は発達検査を受けていただき、新しい検査結果で、お子さんの適正な学びの場や適切な指導・支援のために検討したいと思います。検査は、病院で実施します。中津川市は教育委員会幼児教育課発達相談係でも検査が可能です。

診断書につきましては、発達の状況や疾病の状態等の変化等に応じて必要となる場合があります。「自閉症・情緒障がい学級」の継続については、医師の診断書が必要です。診断書の内容に変更のある場合には、再度提出していただくことが必要となります。ただし、お子さんのよりよい成長のため、受診は定期的に行っていただき、医師からの指導助言などは、学校にも伝えてください。

**Q 2 8 「特別支援学級」への入級を迷っています。入級していると将来高校入試に不利にはなりませんか？**

**A 2 8 「高校入試に不利にはなりません。」**

特別支援学級の生徒が高校受検で不利になることは一切ありませんし、過去に特別支援学級に入級していたことも一切不利になることはありません。

市立阿木高等学校でも、令和7年度より発達障がいの通級指導教室が巡回型の放課後セミナーとして始まります。支援員の配置も始まっています。「障害者差別解消法」の制定により、様々な障がいに対して合理的な配慮を行うこととされています。

入学試験についても、別室受験、問題文の拡大、時間の延長など、申請によって必要性を検討し、障がいへの配慮が行われるようになってきました。

入学試験の可否については公平公正に行われますので、不利になることはありません。

ただし、入学した高等学校の学科や学習内容が、お子さんの状況や希望に適切かどうかは、事前に説明を聞いたり見学に行ったりして、十分考える必要があります。

**Q 2 9 「特別支援学級」への入級を迷っています。入級していると将来就職する時に不利にはなりませんか？**

**A 2 9 「就職に不利にはなりません。」**

就職の採用は、その時点での本人の実力や社会性によって決められます。過去に、特別支援学級に在籍した経歴があることによって不採用にすることはできません。不適切な学習環境によって、二次障がいが生じてしまったり、社会性が身に付かなかったりする状態で大人になってしまうより、社会性や必要な知識や技能を身に付け、自分の苦手さとそのフォローの仕方や援助の依頼の仕方を知り、働く意欲をもった社会人に育てていることの方が、就職に有利です。

また、特別支援学級に在籍していても、卒業証書にそれは記載されません。卒業後に発行される卒業証明書にも、そういった記載はありません。特別支援学級に在籍していたという証明は、就労先への移行支援の資料として必要な場合以外は、個人情報保護の観点から、本人またはご家族にしか発行しませんので、特別支援学級在籍が、本人や保護者の意に反して就職先に伝わる心配はありません。

**Q 3 0 4月はまず「通常の学級」に入り、様子を見て、ついて行けなかったら途中から「特別支援学級」に入るのはダメですか？**

**A 3 0 「お子さんの自己否定感を助長する心配があり、お勧めできません。」**

「特別支援学級」に入っていて、様子を見て「通常の学級」でもやれるだろうという判断し、交流学級を徐々に増やしていき、結果的に「通常の学級」に入るという変更は考えられます。

しかし、慣れた生活から急に違う生活に変えること、「ついていけない」などという辛い思いをさせてしまうこと、そういった心の不安や負担をお子さんにかけることについてはお勧めできません。

また、在籍の学級の児童生徒の人数によって、教員の人数や市費での支援員の人数も変わります。年度途中で変わるかもしれないという前提での「通常の学級」でのスタートは基本的には行いません。



## 特別支援学校に関わって

### Q 3 1 「特別支援学校」には、高校生も行けますか？

#### A 3 1 「小学部、中学部、高等部があります。」

特別支援学校には、小学部、中学部、高等部がそれぞれ設置されています。ただし、特別支援学校によっては、高等部だけとか、高等部が設置されていないといった場合もあります。恵那特別支援学校・下呂特別支援学校は、肢体不自由・病弱・知的障がいとその重複障がいのある児童生徒を対象とした総合的な特別支援学校で、小学部から高等部まで設置されています。

中学校までは特別支援学級に在籍していたが、高校は特別支援学校の高等部に進学するという生徒も多くいます。ただし、特別支援学校での学習や支援がお子さんにふさわしいかが大切です。

担任や特別支援教育コーディネーターなど、学校に相談し、お子さんの障がいの種類や程度が特別支援学校就学の条件(学校教育施行令第 22 条の 3)を満たしているかを確認した後、早めに特別支援学校の就学相談や学校見学をして、検討していく必要があります。

### Q 3 2 「自閉スペクトラム症」の診断を受けています。とてもこだわりが強く人間関係も難しいので、特別支援学級ではなく「特別支援学校」に入れたいのですが、入れますか？

#### A 3 2 「特別支援学校に発達障がい種別はなく、入学できません。」

特別支援学校は、「視覚障がい」「聴覚障がい」「知的障がい」「肢体不自由」「病弱」の5種の障がいとその重複障がいのある子どもたちを対象として設置されています。発達障がいは特別支援学校の種別にはないので、「自閉スペクトラム症」の診断だけで特別支援学校に入ることはできません。ただし、知的障がいがあったり、肢体不自由との重複障がいがあったり、心因性の疾患等があり、その状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度ものである場合は、可能なこともあります。早めに特別支援学校に相談をする必要があります。

### Q 3 3 「特別支援学校」に入るためにはどうしたらいいのですか？

#### A 3 3 「入学前年度の夏までに、特別支援学校に相談・見学をしましょう。」

特別支援学校は、希望すれば入れるというものではありません。各市で行われる教育支援委員会での検討を経て、市教育委員会の「特別支援学校判定」が必要なのは当然ですが、それ以前に入学したい特別支援学校の「学校説明会(6月頃)」に参加し、その後「個別の教育相談(7月～10月)」に申し込む必要があります。

幼児の場合は園や市の相談機関、小中学生については各小中学校にまずは相談してください。

## 通級指導教室に関わって

### Q 3 4 「通級指導教室」には、どんな種類があるのですか？

**A 3 4 「中津川市においては、言語障がい通級指導教室、LD・ADHD等（等：情緒障がい・自閉症）通級指導教室です。」**

通級による指導の対象には、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥-多動性障がい（ADHD）、肢体不自由・病弱及び身体虚弱の種別があります。岐阜県では、言語障がい通級指導教室、自閉症通級指導教室、LD・ADHD等通級指導教室の5種3教室が設置されています。

中津川市においては、「言語障がい通級指導教室」が1校に、「LD・ADHD等通級指導教室」が5校に設置されています。

### Q 3 5 中学校には「通級指導教室」はないのですか？

**A 3 5 「令和2年度より始まっております。」**

通級指導教室の中学校への設置については、毎年県に要望してきたところです。岐阜地区や他の地区などでは設置されていますが、東濃地区5市の中学校では設置されていませんでした。理由としては、入級を希望する生徒数が少なかったからです。

令和2年度より、中津川市に中学校通級指導教室の設置が認可されました。東濃地区では初の設置です。現在は、坂下中学校を拠点校とし、複数の担当で分担して該当生徒が在籍している中学校10校（含坂本中学校）を巡回指導しています。

### Q 3 6 「特別支援学級」に在籍して、「通級指導教室」にも通えますか？

**A 3 6 「通えません。」**

通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童生徒を対象として、「自立活動」の時間における指導を行う教室です。特別支援学級に在籍する児童生徒は、自分の学級で「自立活動」の授業を受けることができますし、「特別支援学級」を適正な学びの場として、学習しているため、通級による指導の対象外となります。通級指導教室に通うことはできません。

特別支援学級に在籍していて、言語障がいがあるといったお子さんの場合、特別支援学級の担任が言語障がい通級指導教室の担当者等から指導方法を学び、特別支援学級でその指導をすることはあり得ます。



**Q 3 7 「知的障がい特別支援学級」の判定ですが、軽度なので「通級指導教室」に入れたいと思います。大丈夫ですか？**

**A 3 7 「知的障がい者対象の通級指導教室はありません。」**

通級指導教室は、単に障がいの程度が軽いお子さんが通う教室というものではありません。対象の障がいの種類及び程度が示されておいます。その中で、お子さんの状態や必要な支援内容、支援体制の状況その他事情を勘案して、選択するものです。

知的障がいのお子さんのための通級指導教室は、文部科学省が設置対象としていません。知的障がいのあるお子さんには、週1時間程度の短時間のトレーニングではなく、長いスタンスでの一貫した継続的、段階的な指導に効果があり重要となります。

お子さんの障がい種と状態に応じた、最も効果的な学びの場を選択することが大切です。

言語障がいがある、ADHDの傾向があるという場合は、知的障がい特別支援学級の中で、そういったトレーニングができるよう、学校と相談されることをお勧めします。

**Q 3 8 「通級指導教室」には、親が付き添わなくてはいけないのですか？**

**A 3 8 「よろしくお願ひします。」**

お子さんが通っている学校に「通級指導教室が」設置されていない場合は、設置されている学校に毎回送迎していただくかはなりません。よろしくお願ひします。

「通級指導教室」が設置されている学校の場合は、毎時間通級指導に付き添う必要はありません。しかし、お子さんがどのような支援を受け、どのような成長をしているのか、何を頑張っているのかなど、保護者の方が自分の目で見ることはとても大切です。また、担当教員と面談することもできますから、在籍校に設置されていても、付き添うことをお勧めしますし、実際に多くの方が付き添われています。

**Q 3 9 「通級指導教室」への送迎が負担です。先生が学校に移動してもらえませんか？**

**A 3 9 「将来的には、教員が巡回していきます。」**

平成18年には、東小学校だけに開設されていた通級指導教室ですが、その後福岡小学校に、続いて令和2年には坂本小学校にも教室が設置認可されました。そして現在は、坂下小学校（巡回）、付知北小学校の5校に設置されています。このようにお子さんと保護者の方の負担を軽減できるように努力しているところですが、全学校に設置することは不可能です。

将来的には通級指導教室担当教員が増員され、教員一人が担当する児童生徒数が少なくなり、教員が各学校を訪問して指導するという形になる可能性があります。現在は原則保護者送迎を依頼しご負担をおかけしておりますが、負担軽減できるよう努力をしていきますので、ご理解をお願いします。

#### Q40 「通級指導教室」に行っている間の授業が遅れていませんか？

##### A40 「担任と相談していただき、補充をしていきましょう。」

週に1回1時間であったとしても、授業から抜けて通級指導教室に通うわけですから、その授業の学習については遅れが生じる可能性があります。それが算数なのか、音楽なのか、体育なのか、教科によって差はあるかもしれませんが、お子さんにとって大きな負担にならないような配慮をしつつ、補充をしていく必要があります。担任とよく相談していただき、通級する時間の教科、学習の補充について学校と家庭の役割分担、補充の方法等を決めていただく必要があります。

お子さんの状況によりますが、通級指導教室で教科の補充をしながら支援を行うこともあります。通級指導教室担当者ともよくご相談ください。

#### Q41 週に1・2回の指導で本当に効果はあるのですか？

##### A41 「お子さんや状態により違いはありますが、効果はあります。」

通級指導教室での指導は、お子さんの学習や生活における、克服していきたい行動の特徴などに焦点を当てた指導を行っています。通常の学級で行われる一斉の指導、仲間同士の学び合いといった学習とは形態も違い、個別の指導が中心となります。個別に課題を絞ってピンポイントでの指導を行うことで、お子さんが安心して、楽しみながら学習できることとなり、高い効果が期待できると考えます。

また、通級指導教室で得られた効果は、多くの時間を過ごしている通常の学級での学習意欲や、仲間関係にも波及し、相乗効果が期待できます。数年間通級指導教室に通い、困り感がなくなったお子さんや、改善が見られたため、通級指導教室を終了していくお子さんが、年間何人もいます。

#### 【参考】

- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて」(令和3年6月 文部科学省)
- ・「【岐阜県版】教育支援の手引」(令和4年4月 岐阜県教育委員会)

